



# 宮 崎 県 公 報

令和3年2月8日(月曜日) 第 178 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の名称の変更……………(福祉保健課) 1
- 民有林の保安林の指定予定……………(自然環境課) 1
- 道路の区域の変更……………(道路保全課) 1

頁

- 道路の供用の開始(2件)……………(道路保全課) 2
- 宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更……………(水産政策課) 2
- 入札公告…………… 5
- 海区漁業調整委員会指示
- 漁業法に基づく指示…………… 7

## 告 示

### 宮崎県告示第 100号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介護事業所)から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年2月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 届出をした指定介護機関(居宅介護事業所)

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
株式会社 Huma n L o o p	福岡県福岡市博多区古門戸町9番12-201号	訪問看護ステーションTOMO都城	都城市神之山町17-90-3

#### 2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
在宅リハビリ訪問看護ステーションTOMO都城	訪問看護ステーションTOMO都城	令和3年1月1日

### 宮崎県告示第 101号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年2月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ

山字星ノ久保5505、5506-1、5506-3、5507-1、5510-3、5511、5513-1、5513-3、5514-1、5514-3、5515-1、5515-3、5516、5519-1、5519-3、5523-1、5523-3、5524-1、5526-1、5526-3、5527-1、5527-3、5528-1、5528-3、5530-1、5530-3、5531-1、5531-3、5533、5538-1、5539-1、5539-3、5540-1、5540-3、5542、5544-1、5544-3、5544-4、5545、5546-1、5546-3、5548から5552まで

#### 2 指定の目的 水源の涵養

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 102号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年2月8日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
10	県道	宮崎インター佐土原線	宮崎市佐土原町松小路10番6地先から同市同	旧	10.6~23.0	198.4
				新	18.0~	198.4

		町下田島字 休左エ門松 9804番7ま で		29.0	
--	--	--------------------------------	--	------	--

**宮崎県告示第103号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年2月8日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
10	県道	宮崎インター 佐土原線	宮崎市佐土原町松小路10番6地先から同市同町下田島字休左エ門松9804番7まで	令和3年2月8日

**宮崎県告示第104号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年2月8日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
417	県道	牛之脛山田線	都城市夏尾町6495番24地先から同市同町6495番24地先まで	令和3年2月8日

**公 告**

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第28条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第4条第7項の規定により、宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のように変更した。

令和3年2月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県の水産業は、生産量で全国第13位、生産額で全国第14位（平成30年）の漁獲実績を示している。県内においては、地域的に水産業を中核とした関連産業が発達した地域があり、重要な産業となっている。
- (2) また、本県にとって水産業は、宮崎県総合計画（未来みやざき創造プラン）の中でも重要な位置付けであり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
- (3) 本県水域は、日向灘沖を黒潮が流れ、沿岸には豊後水道からの内海系水が南下しており、黒潮周辺海域では黒潮に乗って回遊する魚類の、沿岸域では浮魚類あるいは根付け資源等の好漁場が形成されている。
- (4) 我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源もみられ、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くみられる。
- (5) 今後ともこのような状況が継続すれば、県民及び国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。
- (6) このため、従来も種苗放流、漁業の管理等を通じた資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであるが、更に海洋資源の適切な保存及び管理を図るため、法第3条第1項の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。  
なお、くろまぐろに関する本県の保存管理措置については、別に定める。
- (7) また、宮崎県における水産資源の利用及び管理に関する基本方針に基づき、水産資源の利用及び管理を推進することとする。
- (8) その他、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めるものとする。
- (9) さらに、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制（法第13条第2項に規定する協定を締結することにより、海洋生物資源の保存及び管理を図ることをいう。以下同じ。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- (10) なお、本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、下表のとおりとする。

第1種特定海洋生物資源の期間別に定める数量	令和元年（平成31年）		令和2年	
	まさば及びごまさば	34,000トン	10,000トン	10,000トン
	まいわし	65,000トン	75,000トン	75,000トン
	まあじ	若干	若干	若干

(注1) 「令和元年(平成31年)」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和元年7月から令和2年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成31年1月から令和元年12月までである。「令和2年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和2年7月から令和3年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては令和2年1月から令和2年12月までである。

(注2) 農林水産大臣から留保枠の配分があり、知事管理数量が変更された場合には、上記に掲げる数量(留保枠を設定した場合は留保した数量を含む。)は、当該配分を反映した数量に変更する。

### 3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの知事管理量について、採捕の種類別及び期間別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別の数量は、定めない。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

採捕の種類	中型まき網漁業及び小型まき網漁業		
		令和元年 (平成31年)	令和2年
第1種特定海洋生物資源の期間別に定める数量	まさば及びごまさば	33,092トン	9,733トン
	まいわし	64,578トン	74,700トン
	まあじ	若干	若干

(注1) 「令和元年(平成31年)」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和元年7月から令和2年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成31年1月から令和元年12月までである。「令和2年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和2年7月から令和3年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては令和2年1月から令和2年12月までである。

(注2) 農林水産大臣から留保枠の配分があり、2に定める知事管理数量が変更された場合には、これらの第1種特定海洋生物資源の種類ごとの変更後の知事管理量から留保枠を除いた数量に、それぞれ次の割合を乗じて得た数量(端数は切り上げる)に変更する。

まさば及びごまさば：97.33%

まいわし：99.60%

まあじ：77.83%

### 4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

#### 【まいわし】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則(平成8年宮崎県規則第53号。以下「規則」という。)の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まいわしの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていない

が、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

#### 【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まさば及びごまさばの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

#### 【まあじ】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の実績程度となるよう努めることとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まあじの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

### 5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実・強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

### 6 指定海洋生物資源の保存及び管理に関する事項

本県においては該当なし

宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の別に定めるくろまぐろについて(案)

#### 1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- (1) 本県においてくろまぐろは、主にひき縄漁業や釣り漁業、定置漁業などにより漁獲されている。その中にあって、同資源の保存及び管理を通じて安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について、本県の漁業実態に応じた適切な管理措置を講じる。
- (2) また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期にその是正措置を講じるものとする。
- (3) さらに、管理を適切に行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細

な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、国又は関係都道府県との連携の下、本県水産試験場の資源調査体制の充実強化を図る。

- (4) これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図るため、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を行うものとする。

2 くろまぐろの漁獲可能量について宮崎県の知事管理量に関する事項

第6管理期間（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）におけるくろまぐろの知事管理量は、次の表のとおりである。

区 分	知事管理量	留保する量
30キログラム未満のもの（以下「小型魚」という。）	19.8トン	うち 1.3トンを本県の留保とする
30キログラム以上のもの（以下「大型魚」という。）	36.3トン	うち 1.5トンを本県の留保とする

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量と同等に、上表の本県の知事管理量が変更されることとなる。

また、次の(1)及び(2)により知事管理量に変更があった場合は、その内容を公表するものとし、当該公表がなされた場合は、上表の知事管理量は公表内容を反映した数量とする。

- (1) くろまぐろの配分量の融通に関する実施要領に係る変更があった場合  
 (2) 国の留保する量から本県の知事管理量へ追加配分があった場合

3 くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別又は期間別の数量に関する事項

- (1) 採捕の種類別の割当量について

2に掲げる知事管理量の小型魚及び大型魚における採捕の種類別に定める割当量は、次の表のとおりとする。

採捕の種類	小型魚	大型魚
本県の漁船漁業等の割当量	12.8トン	30.8トン
本県の定置漁業の割当量	5.7トン	4.0トン

(注) 漁船漁業等とは、定置漁業以外の漁業をいう。

- (2) 採捕の種類別の数量を期間別の数量に分けた割当量について  
 (1)に掲げる小型魚及び大型魚における採捕の種類別の割当量を期間別に分けて定める割当量は、次の表のとおりとする。

なお、各期間別の未消化数量については、全数量を次の期間へ充当し、各期間別の超過数量については、全数量を次の期間から差し引くことを基本とする。

採捕の期間		漁船漁業等	定置漁業
本県の採捕の種類別の割当量（小型魚）		12.8トン	5.7トン
うち	4月～6月	3.1トン	1.4トン
	7月～9月	1.3トン	1.0トン
	10月～12月	2.0トン	1.5トン
	1月～3月	6.4トン	1.8トン

採捕の期間		漁船漁業等	定置漁業
本県の採捕の種類別の割当量		30.8トン	4.0トン

(大型魚)	うち 4月～9月	18.4トン	2.0トン
	10月～3月	12.4トン	2.0トン

融通の取組や国の留保する量からの追加配分等により、変更があった場合には、その内容を公表するものとし、当該公表がなされた場合は、上表の採捕の種類別及び採捕の期間別の割当量は公表内容を反映した数量とする。この場合において、採捕の種類別の割当量への配分については、当該数量は原則として、当初の割当量の比率で配分し、採捕の期間別の割当量への配分については、変更を行った日の属する期間別の割当量に全数量を配分する。

また、本県の採捕の数量が採捕の種類別又は期間別の割当量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、小型魚と大型魚の別に定めた採捕の種類ごと又は期間ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

- (1) 緊急報告体制について

- ① 各漁業協同組合は、急激な採捕の積み上げに備え、小型魚及び大型魚の別に次に掲げる報告基準に該当する場合は、土日祝祭日を問わず速やかに県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

採捕の種類	報告基準
漁船漁業等	割当量の8割を消化するまで 1日1隻当たり 100キログラムを超える量の採捕 割当量の8割を超えて消化した場合 1日1隻当たり50キログラムを超える量の採捕
定置漁業	割当量の8割を消化するまで 1日1か統当たり 100キログラムを超える量の採捕 割当量の8割を超えて消化した場合 1日1か統当たり50キログラムを超える量の採捕

- ② ①の県への一報は、次に掲げる流れにより行うものとする。

ア 漁業者の段階

漁業者は、①の数量の漁獲があった場合、当日中に当該漁業者が所属する漁業協同組合（以下「所属漁業協同組合」という。）に採捕の数量報告を行う。

イ 漁業協同組合の段階

所属漁業協同組合は、①の該当事案を認めた場合、県水産政策課へ電話連絡を行うとともに、管内の他の漁業者に対し同様の事例の有無を確認し、その有無についても県水産政策課へ電話連絡を行う。

また、県は、①の事案について、県内の全ての漁協に注意喚起のため、FAX連絡を行うこととする。

- ③ ①の緊急報告による急激な採捕があった場合に直ちに当該関係漁業者が取り組む緊急の管理措置は、次表のとおりとする。

また、県は、当該採捕の数量報告を受けた場合、次表の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
漁船漁業等	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡を行う。

	本県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業の自粛、漁業協同組合の荷受け自粛を行う。
定置漁業	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡を行う。 本県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛を行う。

(注) 急激な採捕が小型魚のみの場合は小型魚のみを対象として管理措置を実施し、大型魚のみの場合は大型魚のみを対象として管理措置を実施することとする。

④ 県は、小型魚及び大型魚の別に1日1トンを超える採捕の数量報告があった場合は、当該採捕の数量を国に報告する。

(2) 採捕の数量の公表等について

県は、法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、2又は3の数量(留保の数量を含む。)の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。

(3) 早期是正措置について

県は、(2)の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする次に掲げる早期是正措置を管内の漁業者等に対し講じるものとする。

① 漁船漁業等(小型魚及び大型魚)

ア 割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

・漁業者は、1日1隻当たり80キログラムを超える量の採捕があった場合には、漁場移動を行う等により、くろまぐろの漁獲を回避する。

・漁業者は、生存個体を放流する。

・県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

イ 割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき

・漁業者は、1日1隻当たり40キログラムを超える量の採捕があった場合には、漁場移動を行う等により、くろまぐろの漁獲を回避する。

・漁業者は、生存個体を放流する。

・県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ウ 割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

・漁業者は、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業を自粛する。

・漁業者は、くろまぐろの採捕をやむを得ない混獲のみとする。

・漁業者は、生存個体を全て放流する。

・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

② 定置漁業(小型魚及び大型魚)

ア 割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

・漁業者は、1日1か統当たり80キログラムを超える採捕のおそれがある場合には、生存個体を放流する。

・県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

イ 割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき

・漁業者は、1日1か統当たり40キログラムを超える採捕のおそれがある場合には、生存個体を放流する。

・県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ウ 割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

・漁業者は、くろまぐろの入網がないことを確認し、網起こしを行う。

・漁業者は、くろまぐろの入網がある場合には、生存個体を全て放流する。

・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(4) 遊漁(遊漁者及び遊漁船業者)の管理について

① 県は、管内の漁船漁業等を営む漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、県は、国に対し、当該指導内容を速やかに報告するものとする。

② 特に、プレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、県は、国と協力しつつ、各釣り団体のホームページやテレビ等の媒体を通じ、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

(1) 第2管理期間における小型魚の超過分の差し引き等について  
第2管理期間の超過量については、差し引きがない場合の漁獲枠の2割(2.9トン)を上限として9年間にわたって分割して差し引くこととしているが、前管理期間の未消化数量については、次管理期間以降の差し引き分に充当する。

表1 第2～第6管理期間の小型魚の超過、差し引き及び充当数量の表

第2管理期間の超過量合計	第3～第5管理期間期首における差し引き済み数量	第6管理期間期首の差し引き数量	第6管理期間期首における第2管理期間超過量残高
24.5トン	8.6トン	2.9トン	13.0トン

(2) 採捕の停止命令について

① 本県の採捕の数量が2の知事管理量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

② 本県の採捕の数量が3の採捕の種類別又は期間別の数量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

③ 遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令(法第10条関係)が出された場合は、本県の水面での遊漁者も命令対象者であり、管内の漁船漁業等を営む漁業者に対し管理の取組を指導した場合は、同様の指導を行う。

#### 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和3年2月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 入札に付する事項

(1) 入札事項名 宮崎県立宮崎海洋高等学校実習船建造工事

<p>(2) 調達をする物品等の名称及び種類 実習船 1 隻</p> <p>(3) 調達をする物品等の特質等 建造仕様書による。</p> <p>(4) 納入期限 入札説明書による。</p> <p>(5) 納入場所 入札説明書による。</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格 この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。</p> <p>(1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号。以下「参加資格要綱」という。）第4条第1項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、営業種目が車輛・船舶・航空機類（船舶販売・整備）の者であること。</p> <p>(2) 入札の提出期限の時点で参加資格要綱第7条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>(3) 入札に係る実習船を建造するために必要な船台を現に有し、又は確保している者であること。</p> <p>(4) 平成22年4月1日から令和2年3月31日までに、国又は地方公共団体の鋼製船舶で国内総トン数 400トン以上の建造実績を有する者であること。</p> <p>(5) 漁業に関する調査、研究、観測又は実習を目的とした実習船、調査船等の建造実績を有する者であること。</p> <p>(6) 建造された船舶に関する保守点検、修理、部品供給等について、その体制が十分整備されており、迅速かつ円滑に対応が可能であると認められる者であること。</p> <p>3 入札参加資格の確認</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、2の資格を有することの確認を受けるため、入札参加説明書に定める入札参加資格申請書及び入札参加資格確認資料を提出しなければならない。</p> <p>(2) 入札参加資格申請書及び入札参加資格確認資料の提出 ア 提出場所 宮崎県教育庁高校教育課産業教育担当 宮崎市橋通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985(44)2601 イ 期間及び方法 令和3年2月10日から令和3年3月5日まで（必着）※新型コロナウイルス感染拡大の影響に鑑み、郵送のみ。</p> <p>4 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課産業教育担当</p> <p>(2) 期間 令和3年2月8日から令和3年3月22日午前10時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）</p> <p>5 入札説明書の交付場所及び交付期間</p> <p>(1) 交付場所 宮崎県教育庁高校教育課産業教育担当</p> <p>(2) 交付期間 令和3年2月8日から令和3年3月12日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）</p> <p>6 一般配置図及び建造仕様書の提供 建造に係る一般配置図及び建造仕様書の提供は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染拡大の影響に鑑み、閲覧は行わない。</p> <p>(2) 貸与を申し出る際は、別途申請書を提出することとする。</p> <p>7 入札の方法等</p> <p>(1) 入札書の記載 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が</p>	<p>あるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(2) 提出場所 宮崎県教育庁高校教育課産業教育担当</p> <p>(3) 提出期限 令和3年2月8日から令和3年3月22日午前10時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）</p> <p>(4) 提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。</p> <p>(5) 入札及び契約の手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とする。</p> <p>8 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 宮崎県庁3号館3階会議室 宮崎市橋通東1丁目9番10号</p> <p>(2) 日時 令和3年3月22日午後2時</p> <p>9 入札保証金及び契約保証金</p> <p>(1) 入札保証金 入札者は、入札金額の100分の5以上の金額を納付しなければならない。ただし、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の定めるところにより入札保証金の納付を免除された者はこの限りでない。</p> <p>(2) 契約保証金 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約締結前（落札決定の日から起算して7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む。））に納付しなければならない。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。 ア 保険会社との間に宮崎県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合 イ 過去2箇年度の間に、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって契約し、かつ、これら全てを誠実に履行している実績がある場合</p> <p>10 入札の効力 次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度入札に参加することはできない。</p> <p>(1) 入札参加資格のない者のした入札</p> <p>(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札</p> <p>(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札</p> <p>(4) 入札書の表記金額を訂正した入札</p> <p>(5) 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札</p> <p>(6) 入札条件に違反した入札</p> <p>(7) 談合その他不正の行為があつた入札</p> <p>(8) 虚偽の申請を行った者のした入札</p> <p>11 落札者の決定方法</p> <p>(1) 宮崎県財務規則第122条の規定に基づき作成された予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。</p> <p>(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせる。</p> <p>12 最低制限価格 設定しない。</p>
---	--

## 13 契約書案等の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案並びに消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を提出しなければならない。

## 14 仮契約の締結

実習船の建造に係る契約書の締結については、宮崎県議会（以下「議会」という。）の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

(1) 仮契約締結後、議会の議決までの間に、落札者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当することとなった場合又は指名停止を受けた場合は、契約担当者は仮契約を解除することができる。

(2) (1)により仮契約を解除した場合は、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

## 15 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県教育庁高校教育課産業教育担当

## 16 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

## 17 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Training Vessel 1 Unit

(2) Time Limit for Tender: 10:00 a.m. 22 March, 2021

(3) Contact point for the notice: Miyazaki Prefectural Board of Education, High School Education Division. 1 - 9 - 10 Tachibana-dori-Higashi, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture 880-8502, Japan. TEL: 0985-44-2601

**海区漁業調整委員会指示****宮崎海区漁業調整委員会指示第 132号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、当委員会が行った次に掲げる指示は、令和3年2月8日をもって廃止する。

令和3年2月8日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

試験操業に係る委員会指示（平成31年3月28日付け宮崎海区漁業調整委員会指示第125号）

--	--